

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部
改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一七―一四六

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「116,500円」を「116,800円」に改め、別表第二の三から五までの表中「118,500円」を「118,800円」に改め、別表第二の六の表中「129,500円」を「129,800円」に、「122,400円」を「122,800円」に改め、別表第二の七の表中「142,300円」を「142,600円」に改め、別表第二の九の表中「139,300円」を「139,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事院規則 9—17—146 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第二 (第二条関係)			別表第二 (第二条関係)		
一 行政職俸給表 (一)			一 行政職俸給表 (一)		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円	10 級	一種	(同左)
9 級	一種	130,300円	9 級	一種	(同左)
	二種	104,200円		二種	(同左)
8 級	一種	<u>116,800円</u>	8 級	一種	<u>116,500円</u>
	二種	94,000円		二種	(同左)
	三種	82,200円		三種	(同左)
7 級	二種	88,500円	7 級	二種	(同左)
	三種	77,400円		三種	(同左)
	四種	66,400円		四種	(同左)
6 級	三種	72,700円	6 級	三種	(同左)
	四種	62,300円		四種	(同左)
	五種	51,900円		五種	(同左)
5 級	四種	59,500円	5 級	四種	(同左)
	五種	49,600円		五種	(同左)
4 級	四種	55,500円	4 級	四種	(同左)
	五種	46,300円		五種	(同左)
二 専門行政職俸給表			二 専門行政職俸給表		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
8 級	一種	139,300円	8 級	一種	(同左)
7 級	一種	130,300円	7 級	一種	(同左)
	二種	104,200円		二種	(同左)
6 級	一種	<u>116,800円</u>	6 級	一種	<u>116,500円</u>
	二種	94,000円		二種	(同左)
	三種	82,200円		三種	(同左)
5 級	二種	88,500円	5 級	二種	(同左)
	三種	77,400円		三種	(同左)
	四種	66,400円		四種	(同左)
4 級	三種	72,700円	4 級	三種	(同左)
	四種	62,300円		四種	(同左)
	五種	51,900円		五種	(同左)
3 級	五種	49,100円	3 級	五種	(同左)
三 税務職俸給表			三 税務職俸給表		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額

10 級	一種	139,300円
9 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8 級	一種	<u>118,800円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
7 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
6 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
5 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
4 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

10 級	一種	(同左)
9 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
8 級	一種	<u>118,500円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
7 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
6 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
4 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

四 公安職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
11 級	一種	139,300円
10 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
9 級	一種	<u>118,800円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
8 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
7 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
6 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
5 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

四 公安職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
11 級	一種	(同左)
10 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
9 級	一種	<u>118,500円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
8 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
7 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
6 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

五 公安職俸給表（二）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円
9 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8 級	一種	<u>118,800円</u>

五 公安職俸給表（二）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	(同左)
9 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
8 級	一種	<u>118,500円</u>

	二種	95,700円
	三種	83,800円
7 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
6 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
5 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
4 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

六 海事職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7 級	一種	<u>129,800円</u>
	二種	106,200円
6 級	一種	<u>122,800円</u>
	二種	99,400円
	三種	87,000円
5 級	三種	81,100円
	四種	69,500円
4 級	三種	74,900円
	四種	64,200円

七 教育職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
5 級	一種	<u>142,600円</u>
4 級	二種	106,900円
	三種	93,500円
	四種	80,200円

八 （略）

九 研究職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6 級	一種	<u>139,600円</u>
5 級	一種	129,300円
	二種	103,400円
	三種	90,500円
	四種	77,600円
4 級	三種	78,400円

	二種	(同左)
	三種	(同左)
7 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
6 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
4 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

六 海事職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7 級	一種	<u>129,500円</u>
	二種	(同左)
6 級	一種	<u>122,400円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
5 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
4 級	三種	(同左)
	四種	(同左)

七 教育職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
5 級	一種	<u>142,300円</u>
4 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)

八 （同左）

九 研究職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6 級	一種	<u>139,300円</u>
5 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
4 級	三種	(同左)

	四種	67,200円		四種	(同左)
3 級	四種	60,900円	3 級	四種	(同左)
十～十三 (略)			十～十三 (同左)		

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三四―二六

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
1 年以上 2 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
2 年以上 3 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
3 年以上 4 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
4 年以上 5 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
5 年以上 6 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	90,000
6 年以上 7 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	80,000
7 年以上 8 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	60,000
8 年以上 9 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	40,000
9 年以上 10 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	20,000
10 年以上 11 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	
11 年以上 12 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	
12 年以上 13 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	
13 年以上 14 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	
14 年以上 15 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	
15 年以上 16 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
16 年以上 17 年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
17 年以上 18 年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
18 年以上 19 年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
19 年以上 20 年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
20 年以上 21 年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21 年以上 22 年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22 年以上 23 年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23 年以上 24 年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24 年以上 25 年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25 年以上 26 年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26 年以上 27 年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27 年以上 28 年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28 年以上 29 年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29 年以上 30 年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30 年以上 31 年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
31 年以上 32 年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
32 年以上 33 年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
33 年以上 34 年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
34 年以上 35 年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	
備考							
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。							
2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。							
3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

改正後

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円	3 項職員 円
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円		
1 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
1 年以上 2 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
2 年以上 3 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
3 年以上 4 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
4 年以上 5 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
5 年以上 6 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	90,000
6 年以上 7 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	80,000
7 年以上 8 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	60,000
8 年以上 9 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	40,000
9 年以上 10 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	20,000
10 年以上 11 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	
11 年以上 12 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	
12 年以上 13 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	
13 年以上 14 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	
14 年以上 15 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	
15 年以上 16 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
16 年以上 17 年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
17 年以上 18 年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
18 年以上 19 年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
19 年以上 20 年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
20 年以上 21 年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21 年以上 22 年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22 年以上 23 年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23 年以上 24 年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24 年以上 25 年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25 年以上 26 年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26 年以上 27 年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27 年以上 28 年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28 年以上 29 年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29 年以上 30 年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30 年以上 31 年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
31 年以上 32 年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
32 年以上 33 年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
33 年以上 34 年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
34 年以上 35 年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	

備考
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円	3 項職員 円
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円		
1 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
1 年以上 2 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
2 年以上 3 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
3 年以上 4 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
4 年以上 5 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
5 年以上 6 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	90,000
6 年以上 7 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	80,000
7 年以上 8 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	60,000
8 年以上 9 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	40,000
9 年以上 10 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	20,000
10 年以上 11 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	
11 年以上 12 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	
12 年以上 13 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	
13 年以上 14 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	
14 年以上 15 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	
15 年以上 16 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	
16 年以上 17 年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	
17 年以上 18 年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	
18 年以上 19 年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	
19 年以上 20 年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	
20 年以上 21 年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21 年以上 22 年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22 年以上 23 年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	
23 年以上 24 年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900	
24 年以上 25 年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300	
25 年以上 26 年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700	
26 年以上 27 年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100	
27 年以上 28 年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500	
28 年以上 29 年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700	
29 年以上 30 年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400	
30 年以上 31 年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000	
31 年以上 32 年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400	
32 年以上 33 年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500	
33 年以上 34 年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600	
34 年以上 35 年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

改正前

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四〇―四三

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の九十三」を「六月に支給する場合には百分の九十三」に改め、「以下」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百六以上百分の百七十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百十以下）」を加え、同号ロ中「百分の八十二・五」を「六月に支給する場合には百分の八十二・五」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十四以上百分の百六未満（特定管理職員にあつては、百分の百十七以上百分の百三十二未満）」を加え、同号ハ中「百分の七十二」を「六月に支給する場合には百分の七十二」に改め、「百分の九十

二)」の下に「、十二月に支給する場合には百分の八十二(特定管理職員にあつては、百分の百二)を加え、同号二中「百分の七十二」を「六月に支給する場合には百分の七十二」に改め、「未満)」の下に「、十二月に支給する場合には百分の八十二未満(特定管理職員にあつては、百分の百二未満)」を加え、同項第二号イ中「百分の百三」を「六月に支給する場合には百分の百三」に改め、「以下)」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百八十二以下(特定管理職員にあつては、百分の百六十八以上百分の二百四十六以下)」を加え、同号ロ中「百分の八十五」を「六月に支給する場合には百分の八十五」に改め、「未満)」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十七・五以上百分の百十八未満(特定管理職員にあつては、百分の百三十以上百分の百六十八未満)」を加え、同号ハ中「百分の六十七」を「六月に支給する場合には百分の六十七」に改め、「百分の八十二)」の下に「、十二月に支給する場合には百分の七十七(特定管理職員にあつては、百分の九十二)」を加え、同号ニ中「百分の六十七」を「六月に支給する場合には百分の六十七」に改め、「未満)」の下に「、十二月に支給する場合には百分の七十七未満(特定管理職員にあつては、百分の九十二未満)」を加え、同項第三号イ中「百分の九十二」を「六月に支給する場合には百分の九十二

」に改め、「消費者庁長官（」の下に「以下このイ及び」を、「百分の八十五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十八以上百分の百八十以下（事務次官等にあつては、百分の九十）」を加え、同号口中「百分の八十」を「六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の八十五」に改め、同号ハ中「百分の八十」を「六月に支給する場合には百分の八十未満、十二月に支給する場合には百分の八十五」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の三十五」を「六月に支給する場合には百分の三十五」に改め、「超）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十超（特定管理職員にあつては、百分の五十超）」を加え、同号口中「百分の三十五」を「六月に支給する場合には百分の三十五」に改め、「百分の四十五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を加え、同号ハ中「百分の三十五」を「六月に支給する場合には百分の三十五」に改め、「未滿）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十未滿（特定管理職員にあつては、百分の五十未滿）」を加え、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「六月に支給する場合には百分の三十七・五」に改め、「以上）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十三以上（特定管理職

員にあつては、百分の五十九・五以上」を加え、同号口中「百分の三十三」を「六月に支給する場合においては百分の三十三」に改め、「百分の四十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の三十八（特定管理職員にあつては、百分の四十五）」を加え、同号ハ中「百分の三十三」を「六月に支給する場合においては百分の三十三」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五未満）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―四〇の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

○ 人事院規則九一四〇―四三三 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 六月に支給する場合には百分の九十三以上百分の百五十以下(給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百十九以上百分の百九十以下)、十二月に支給する場合には百分の百六以上百分の百七十以下(特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百十以下)</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の八十二・五以上百分の九十三未満(特定管理職員にあつては、百分の百五・五以上百分の百十九未満)、十二月に支給する場合には百分の九十四以上百分の百六未満(特定管理職員にあつては、百分の百十七以上百分の百三十二未満)</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 (同上)</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の九十三以上百分の百五十以下(給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百十九以上百分の百九十以下)</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十二・五以上百分の九十三未満(特定管理職員にあつては、百分の百五・五以上百分の百十九未満)</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤</p>

務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）六月に支給する場合には百分の七十二（特定管理職員にあつては、百分の九十二）、十二月に支給する場合には百分の八十

二（特定管理職員にあつては、百分の百二）

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の七十二未満（特定管理職員にあつては、百分の九十二未満）、十二月に支給する場合には百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百三以上百分の百六十以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十以上百分の二百二十一以下）、十二月に支給する場合には百分の百十八以上百分の百八十二以下（特定管理職員にあつては、百分の百六十八以上百分の二百四十六以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の八十五以上百分の百三未満（特定管理職員にあつては、百分の百十六以上百分の百五十未満）、十二月に支給する場合には百分の九十七・五以上百分の百十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十以上百分の百六十八未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の六十七（特定管理職員にあつては、百分の八十二）、十二月に支給する場合には百分の七十七（特定管理職員にあつては、百分の九十二）

二 前号ニに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の六十七未満（特定管理職員にあつては、百分の八十二未満）、十二月に支給する場合には百分の七十七未満（特定管理職員にあつては、百分の九十二未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員

務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）百分の七十二（特定管理職員にあつては、百分の九十二）

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十二未満（特定管理職員にあつては、百分の九十二未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 前号イに掲げる職員 百分の百三以上百分の百六十以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十以上百分の二百二十一以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の八十五以上百分の百三未満（特定管理職員にあつては、百分の百十六以上百分の百五十未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の六十七（特定管理職員にあつては、百分の八十二）

二 前号ニに掲げる職員 百分の六十七未満（特定管理職員にあつては、百分の八十二未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員

の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の九十二以上百分の百七十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（以下このイ及び次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の八十五）、十二月に支給する場合には百分の九十八以上百分の百八十以下（事務次官等にあつては、百分の九十）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の八十五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の八十五未満、十二月に支給する場合には百分の八十五未満

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の三十五超（特定管理職員にあつては、百分の四十五超）、十二月に支給する場合には百分の四十超（特定管理職員にあつては、百分の五十超）

の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十二以上百分の百七十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の八十五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の八十

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十未満

254 (同上)

第十三条の二 (同上)

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の三十五超（特定管理職員にあつては、百分の四十五超）

<p>2 三 (略)</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 六月に支給する場合には百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の三十五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五未満）、十二月に支給する場合には百分の四十未満（特定管理職員にあつては、百分の五十未満）</p> <p>二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の三十七・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十三以上）、十二月に支給する場合には百分の四十三以上（特定管理職員にあつては、百分の五十九・五以上）</p> <p>ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の三十三（特定管理職員にあつては、百分の四十）、十二月に支給する場合には百分の三十八（特定管理職員にあつては、百分の四十五）</p> <p>ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の三十三未満（特定管理職員にあつては、百分の四十未満）、十二月に支給する場合には百分の三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五未満）</p>	<p>2 三 (同上)</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五未満）</p> <p>二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 前号イに掲げる職員 百分の三十七・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十三以上）</p> <p>ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十三（特定管理職員にあつては、百分の四十）</p> <p>ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十三未満（特定管理職員にあつては、百分の四十未満）</p>
--	---

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四九―四五

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「百分の十五」を「百分の十五・五」に、「百分の十」を「百分の十・五」に改める。

附則第四条中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則別表百分の十八の項中「百分の十八」を「百分の十八・五」に改め、同項の次に次のように加える。

百分の十五	茨城県のうち
・五	取手市 埼玉県のうち

	百分の十五
<p>和光市</p> <p>千葉県のうち</p> <p>印西市</p> <p>東京都のうち</p> <p>武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>厚木市</p> <p>大阪府のうち</p> <p>大阪市 守口市</p>	<p>茨城県のうち</p> <p>つくば市</p> <p>千葉県のうち</p>

附則別表百分の十五の項を次のように改める。

成田市 袖ヶ浦市

東京都のうち

調布市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市

神奈川県のうち

横浜市 川崎市 鎌倉市

愛知県のうち

刈谷市 豊田市

大阪府のうち

門真市

兵庫県のうち

芦屋市

附則別表百分の十五の項の次に次のように加える。

百分の十四 埼玉県のうち

<p>附則別表百分の十三の項を次のように改める。</p>	
	<p>さいたま市 志木市</p> <p>東京都のうち</p> <p>八王子市 府中市</p> <p>愛知県のうち</p> <p>名古屋市</p> <p>大阪府のうち</p> <p>高槻市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>西宮市 宝塚市</p>
<p>百分の十二</p>	<p>茨城県のうち</p> <p>守谷市</p> <p>千葉県のうち</p>

	<p>五 百分の十・</p>
<p>千葉市 東京都のうち 青梅市 東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市 大東市</p>	<p>神奈川県のうち 相模原市 藤沢市 三重県のうち 鈴鹿市 大阪府のうち</p>

附則別表百分の十一の項から百分の七の項までを次のように改める。

	百分の十
<p>豊中市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>神戸市</p>	<p>茨城県のうち</p> <p>水戸市 土浦市 牛久市</p> <p>埼玉県のうち</p> <p>東松山市 朝霞市</p> <p>千葉県のうち</p> <p>市川市 松戸市 富津市</p> <p>東京都のうち</p> <p>三鷹市 あきる野市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>横須賀市 茅ヶ崎市 大和市</p>

滋賀県のうち

大津市 草津市

京都府のうち

京都市 京田辺市

大阪府のうち

堺市 枚方市 茨木市 八尾市 羽曳野市 東大阪市

兵庫県のうち

尼崎市

奈良県のうち

奈良市 大和郡山市

広島県のうち

広島市

福岡県のうち

	福岡市
百分の九	総務省関東総合通信局電波監理部 茨城県のうち 日立市 千葉県のうち 佐倉市 市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市 知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち

	百分の七
<p>栗東市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>伊丹市 三田市</p>	<p>宮城県のうち</p> <p>多賀城市</p> <p>茨城県のうち</p> <p>龍ヶ崎市</p> <p>埼玉県のうち</p> <p>坂戸市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>小田原市</p> <p>愛知県のうち</p> <p>みよし市</p>

大阪府のうち
柏原市 交野市
福岡県のうち
春日市 福津市

附則別表百分の六の項中「のうち葉山町」を「葉山町」に改め、同表百分の五の項及び百分の四の項を次のように改める。

百分の五
栃木県のうち
大田原市
群馬県のうち
高崎市
埼玉県のうち
春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡のうち鳩山町 北葛飾郡のうち杉戸町

千葉県のうち

野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町及び栄町

神奈川県のうち

三浦市（総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。） 中郡のうち二

宮町

長野県のうち

塩尻市

岐阜県のうち

岐阜市

静岡県のうち

磐田市

愛知県のうち

岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市 西春日井郡豊山町

三重県のうち

桑名市

滋賀県のうち

彦根市

京都府のうち

向日市 木津川市

大阪府のうち

泉南市 阪南市 泉南郡熊取町、田尻町及び岬町 南河内郡のうち太子町

兵庫県のうち

明石市

奈良県のうち

香芝市 北葛城郡のうち王寺町

和歌山県のうち

	百分の四
<p>和歌山市 橋本市</p> <p>香川県のうち</p> <p>高松市</p> <p>福岡県のうち</p> <p>太宰府市 糸島市 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町</p>	<p>茨城県のうち</p> <p>神栖市</p> <p>栃木県のうち</p> <p>下野市</p> <p>埼玉県のうち</p> <p>羽生市 比企郡のうち滑川町</p> <p>愛知県のうち</p> <p>豊川市 田原市</p>

	三重県のうち
	亀山市
	滋賀県のうち
	甲賀市
	兵庫県のうち
	赤穂市

附則別表百分の二の項を削り、同表百分の一の項中「百分の一」を「百分の二」に、「河北郡内灘町」を「河北郡のうち内灘町」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四九（以下「改正後の規則」という。）の規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与法第十一条の八第四項の規定の適用を受ける職員の地域手当の端数計算の特例）

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、給与法第十一条の八第四項の規定の適用を受ける職員（規則九―一四一（平成二十七年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）第二条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「併給調整対象職員」という。）に同項の規定の適用の対象となる期間につき支給された地域手当及び広域異動手当の月額合計額又は当該併給調整対象職員に支給された給与に係る給与法第十九条、第十九条の四第四項及び第五項並びに第十九条の七第三項に規定するこれらの手当の月額の合計額が、改正後の規則の規定を適用したときに得られるこれらの手当の月額の合計額を超える場合における改正後の規則第十五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

○ 人事院規則九―四九―四五 新旧対照表

		改 正 後			改 正 前		
附 則				附 則			
		<p>(給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合) 第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五五号。以下「平成二十六年改正法」という。） 附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。</p> <p>(平成三十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四の規定による地域手当の支給割合) 第三条 平成三十年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の十六」とあるのは「百分の十五・五」と、同条第二号及び第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十・五」とする。</p> <p>(給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合) 第四条 平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十五・五とする。</p>				<p>(給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合) 第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五五号。以下「平成二十六年改正法」という。） 附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。</p> <p>(平成三十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四の規定による地域手当の支給割合) 第三条 平成三十年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の十六」とあるのは「百分の十五」と、同条第二号及び第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十」とする。</p> <p>(給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合) 第四条 平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十五とする。</p>	
附則別表（附則第二条関係）				附則別表（附則第二条関係）			
支給割合	支給地域等	百分の十八 ・五	東京都のうち 特別区	支給割合	支給地域等		
百分の十五	茨城県のうち	百分の十八	東京都のうち 特別区	(新設)			

<p style="text-align: right;">・五</p>	<p>取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 印西市 東京都のうち 武蔵野市 町田市 多摩市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち 大阪市 守口市</p>	<p>百分の十五</p>	<p>茨城県のうち つくば市 千葉県のうち 成田市 袖ヶ浦市 東京都のうち 調布市 小平市 市 西東京市 神奈川県のうち 神奈川県のうち 横浜市 川崎市 鎌倉市 愛知県のうち 刈谷市 豊田市 大阪府のうち 門真市 兵庫県のうち 芦屋市</p>	<p>百分の十四</p>	<p>埼玉県のうち さいたま市 志木市 東京都のうち 八王子市 府中市</p>
--------------------------------------	---	--------------	---	--------------	---

<p>百分の十五</p>	<p>茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市 印西市 東京都のうち 武蔵野市 町田市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 神奈川県のうち 鎌倉市 厚木市 大阪府のうち 大阪市 守口市 門真市 兵庫県のうち 芦屋市</p>	<p>(新設)</p>	
--------------	---	-------------	--

<p>五 百分の十・</p>	<p>(略)</p>	<p>百分の十三</p>	
<p>兵庫県のうち 豊中市 大阪府のうち 鈴鹿市 三重県のうち 相模原市 神奈川県のうち 藤沢市</p>	<p>(略)</p>	<p>茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市 大東市</p>	<p>愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市 宝塚市</p>

<p>百分の十一</p>	<p>(同上)</p>	<p>百分の十三</p>	
<p>茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市 愛知県のうち</p>	<p>(同上)</p>	<p>茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち さいたま市 千葉県のうち 袖ヶ浦市 東京都のうち 八王子市 神奈川県のうち 横浜市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市 宝塚市</p>	<p>府中市 調布市 小平市 日野市 志木市</p>

百分の九		百分の十
茨城県のうち	総務省関東総合通信局電波監理部 福岡県のうち 福岡市 広島県のうち 広島市 奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 兵庫県のうち 尼崎市 兵庫県のうち 阪市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 羽曳野市 東大 大阪府のうち 京都府のうち 京都市 京田辺市 滋賀県のうち 大津市 草津市 京都府のうち 神奈川県のうち 横須賀市 茅ヶ崎市 大和市 三鷹市 あきる野市 東京都のうち 市川市 松戸市 富津市 千葉県のうち 東松山市 朝霞市 埼玉県のうち 埼玉市 土浦市 牛久市 茨城県のうち	神戸市

百分の八		百分の十
茨城県のうち	総務省関東総合通信局電波監理部 福岡県のうち 福岡市 広島県のうち 広島市 奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 奈良県のうち 市 堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪 大阪府のうち 京都府のうち 京都市 滋賀県のうち 大津市 草津市 京都府のうち 三重県のうち 鈴鹿市 滋賀県のうち 相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 神奈川県のうち 三鷹市 あきる野市 東京都のうち 市川市 松戸市 富津市 千葉県のうち 千葉市 土浦市 茨城県のうち	豊明市 大阪府のうち 池田市 大東市

<p>百分の七</p>	<p>宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち 龍ヶ崎市 埼玉県のうち 埼玉市 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市 交野市 福岡県のうち 春日市 福津市</p>		<p>日立市 千葉県のうち 佐倉市 市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市 知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市 三田市</p>
<p>百分の六</p>	<p>(略) 神奈川県のうち 三浦郡葉山町 (略)</p>		

<p>百分の七</p>	<p>茨城県のうち 日立市 千葉県のうち 千葉市 市原市 佐倉市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市 知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市 三田市</p>			<p>牛久市 埼玉県のうち 埼玉市 朝霞市 東松山市 京都府のうち 京田辺市 大阪府のうち 羽曳野市</p>
<p>百分の六</p>	<p>(同上) 神奈川県のうち 三浦郡のうち葉山町 (同上)</p>			

百分の五

栃木県のうち	大田原市	群馬県のうち	高崎市	埼玉県のうち	春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡のうち鳩山町 北葛飾郡のうち杉戸町	千葉県のうち	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町及び栄町	神奈川県のうち	三浦市（総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。） 中郡のうち二宮町	長野県のうち	塩尻市	岐阜県のうち	岐阜市	静岡県のうち	磐田市	愛知県のうち	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市 西春日井郡豊山町	三重県のうち	桑名市	滋賀県のうち	彦根市	京都府のうち	向日市 木津川市	大阪府のうち	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町、田尻町及び岬町 南河内郡のうち太子町
--------	------	--------	-----	--------	---	--------	-------------------------	---------	--	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	---------------------------------------	--------	-----	--------	-----	--------	----------	--------	-----------------------------------

百分の五

宮城県のうち	多賀城市	茨城県のうち	龍ヶ崎市	埼玉県のうち	坂戸市	神奈川県のうち	小田原市	愛知県のうち	みよし市	大阪府のうち	柏原市 交野市	福岡県のうち	春日市 福津市
--------	------	--------	------	--------	-----	---------	------	--------	------	--------	---------	--------	---------

	百分の四
兵庫県のうち 明石市 奈良県のうち 香芝市 北葛城郡のうち王寺町 和歌山県のうち 和歌山市 橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市 糸島市 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町	茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市 埼玉県のうち 羽生市 比企郡のうち滑川町 愛知県のうち 豊川市 田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市

	百分の四
	栃木県のうち 大田原市 群馬県のうち 高崎市 埼玉県のうち 春日部市 鴻巣市 深谷市 喜市 比企郡のうち鳩山町 北葛飾郡のうち杉戸町 千葉県のうち 野田市 東金市 流山市 印旛郡のうち酒々井町 及び栄町 神奈川県のうち 三浦市（総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。） 中郡のうち二宮町 長野県のうち 塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県のうち 磐田市 愛知県のうち

(削る)	(略)	
	(略)	

百分の二	(同上)	
茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市 埼玉県のうち 羽生市 比企郡のうち滑川町 愛知県のうち	(同上)	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江 南市 弥富市 西春日井郡のうち豊山町 三重県のうち 桑名市 滋賀県のうち 彦根市 京都府のうち 向日市 木津川市 大阪府のうち 泉南市 阪南市 泉南郡のうち熊取町、田尻町及 び岬町 南河内郡のうち太子町 兵庫県のうち 明石市 奈良県のうち 香芝市 北葛城郡のうち王寺町 和歌山県のうち 和歌山市 橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市 糸島市 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋 町

<p>備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p>	<p>百分の二 (略) 石川県のうち 河北郡のうち内灘町 (略)</p>	
<p>備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p>	<p>百分の一 (同上) 石川県のうち 河北郡内灘町 (同上)</p>	<p>豊川市 田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市</p>

給実甲第 1 2 0 1 号

平成 2 8 年 1 月 2 6 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 2 2 0 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 3 6 項第 1 号(1)ア中「1 0 0 分の 3 6 . 5」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 3 6 . 5」に改め、「以下）」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 1 . 5 以下（特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 3 4 . 5 以下）」を加え、同号(1)イ中「1 0 0 分の 4 6 . 5」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 6 . 5」に改め、「以下）」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 3 以下（特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 5 6 以下）」を加え、同号(1)ウ中「1 0 0 分の 5 6」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 6」に改め、「以下）」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 6 4 以下（特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 7 8 . 5 以下）」を加え、同号(2)ア中「1 0 0 分の 3 1」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 3 1」に改め、「以下）」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 3 5 . 5 以下（特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 2 3 . 5

以下) 」を加え、同号(2)イ中「100分の41」を「6月に支給する場合においては100分の41」に改め、「以下)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の47以下(特定管理職員にあつては、100分の46.5以下)」を加え、同号(2)ウ中「100分の50.5」を「6月に支給する場合においては100分の50.5」に改め、「以下)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の58以下(特定管理職員にあつては、100分の68.5以下)」を加え、同号(3)ア中「100分の20.5以下」を「6月に支給する場合においては100分の20.5以下、12月に支給する場合においては100分の22以下」に改め、同号(3)イ中「100分の40.5以下」を「6月に支給する場合においては100分の40.5以下、12月に支給する場合においては100分の43以下」に改め、同号(3)ウ中「100分の60以下」を「6月に支給する場合においては100分の60以下、12月に支給する場合においては100分の64以下」に改め、同項第2号(1)ア中「100分の20」を「6月に支給する場合においては100分の20」に改め、「以下)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の23以下(特定管理職員にあつては、100分の16.5以下)」を加え、同号(1)イ中「100分の25以下(」を「6月に支給する場合においては100分の25以下、12月に支給する場合においては100分の28.5以下(」に、「100分の25以下)」を「100分の28以下)」に改め、同号(1)ウ中「100分の30」を「6月に支給する場合においては100分の30」に改め、「以下)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の34.5以下(特定管理職員にあつては、100分の39以下)」を加え、同号(2)ア中「100分の18」を「6月に支給する場合においては100分の18」に改め、「以下)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の20.5以下(特定管理職員にあつては、100分の11.5以下)」を加え、同号(2)イ中「100分の23.5」を「6月に支給する場合においては100分の23.5」に改め、「以下)」の次に「、12月に支給する場合

においては100分の27以下（特定管理職員にあつては、100分の23以下）」を加え、同号(2)ウ中「100分の28」を「6月に支給する場合においては100分の28」に改め、「以下）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の32以下（特定管理職員にあつては、100分の34以下）」を加える。

第37項第1号(1)中「100分の56」を「6月に支給する場合においては100分の56」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の64超100分の75未満（特定管理職員にあつては、100分の78.5超100分の95.5未満）」を加え、同号(2)中「100分の50.5」を「6月に支給する場合においては100分の50.5」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の58超100分の70未満（特定管理職員にあつては、100分の68.5超100分の85.5未満）」を加え、同号(3)中「100分の60」を「6月に支給する場合においては100分の60」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の64超100分の79.5未満」を加え、同項第2号(1)中「100分の30」を「6月に支給する場合においては100分の30」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の34.5超100分の40未満（特定管理職員にあつては、100分の39超100分の50未満）」を加え、同号(2)中「100分の28」を「6月に支給する場合においては100分の28」改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の32超100分の38未満（特定管理職員にあつては、100分の34超100分の45未満）」を加える。

第40項第1号(1)中「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同号(2)中「100分の95」を「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同項第2号(1)中

「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改め、同号(2)中「100分の45」を「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

第41項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

以 上

給実甲第220号 新旧対照表（給実甲第1201号関係）

改正後	改正前
<p>36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合には100分の36.5以下（特定管理職員にあつては、100分の31以下）、12月に支給する場合には100分の41.5以下（特定管理職員にあつては、100分の34.5以下）</u></p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合には100分の46.5以下（特定管理職員にあつては、100分の50.5以下）、12月に支給する場合には100分の53以下（特定管理職員にあつては、100分の56以下）</u></p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合には100分の56以下（特定管理職員にあつては、100分の71以下）、12月に支給する場合には100分の64以下（特定管理職員にあつては、100分の78.5以下）</u></p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p>	<p>36 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の36.5以下（特定管理職員にあつては、100分の31以下）</u></p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の46.5以下（特定管理職員にあつては、100分の50.5以下）</u></p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の56以下（特定管理職員にあつては、100分の71以下）</u></p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p>

- ア 停職の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の31以下（特定管理職員にあつては、100分の21以下）、12月に支給する場合においては100分の35.5以下（特定管理職員にあつては、100分の23.5以下）
- イ 減給の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の41以下（特定管理職員にあつては、100分の41.5以下）、12月に支給する場合においては100分の47以下（特定管理職員にあつては、100分の46.5以下）
- ウ 戒告の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の50.5以下（特定管理職員にあつては、100分の61以下）、12月に支給する場合においては100分の58以下（特定管理職員にあつては、100分の68.5以下）
- (3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
- ア 停職の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の20.5以下、12月に支給する場合においては100分の22以下
- イ 減給の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の40.5以下、12月に支給する場合においては100分の43以下
- ウ 戒告の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の60以下、12月に支給する場合においては100分の64以下
- 二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
- (1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
- ア 停職の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の20以下（特定管理職員にあつては、100分の15以下）、12月に支給する場合においては100分の23以下（特定管理職員にあつては、100分の16.5以下）

- ア 停職の処分を受けた職員 100分の31以下（特定管理職員にあつては、100分の21以下）
- イ 減給の処分を受けた職員 100分の41以下（特定管理職員にあつては、100分の41.5以下）
- ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の50.5以下（特定管理職員にあつては、100分の61以下）
- (3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
- ア 停職の処分を受けた職員 100分の20.5以下
- イ 減給の処分を受けた職員 100分の40.5以下
- ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の60以下
- 二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
- (1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
- ア 停職の処分を受けた職員 100分の20以下（特定管理職員にあつては、100分の15以下）

<p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合においては100分の25以下、12月に支給する場合においては100分の28.5以下（特定管理職員にあっては、100分の28以下）</u></p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合においては100分の30以下（特定管理職員にあっては、100分の35以下）、12月に支給する場合においては100分の34.5以下（特定管理職員にあっては、100分の39以下）</u></p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合においては100分の18以下（特定管理職員にあっては、100分の10以下）、12月に支給する場合においては100分の20.5以下（特定管理職員にあっては、100分の11.5以下）</u></p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合においては100分の23.5以下（特定管理職員にあっては、100分の20.5以下）、12月に支給する場合においては100分の27以下（特定管理職員にあっては、100分の23以下）</u></p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>6月に支給する場合においては100分の28以下（特定管理職員にあっては、100分の30以下）、12月に支給する場合においては100分の32以下（特定管理職員にあっては、100分の34以下）</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の25以下（特定管理職員にあっては、100分の25以下）</u></p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の30以下（特定管理職員にあっては、100分の35以下）</u></p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の18以下（特定管理職員にあっては、100分の10以下）</u></p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の23.5以下（特定管理職員にあっては、100分の20.5以下）</u></p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の28以下（特定管理職員にあっては、100分の30以下）</u></p> <p>(3) (同左)</p>
<p>37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 <u>6月に支給する場合においては100分の56超100分の66未満（特定管理職員にあっては、100分の71超100分の86未満）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の</u></p>	<p>37 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 <u>100分の56超100分の66未満（特定管理職員にあっては、100分の71超100分の86未満）</u></p>

64超100分の75未満（特定管理職員にあつては、100分の78.5超100分の95.5未満）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 6月に支給する場合には100分の50.5超100分の61未満（特定管理職員にあつては、100分の61超100分の76未満）、12月に支給する場合には100分の58超100分の70未満（特定管理職員にあつては、100分の68.5超100分の85.5未満）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 6月に支給する場合には100分の60超100分の75未満、12月に支給する場合には100分の64超100分の79.5未満

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 6月に支給する場合には100分の30超100分の35未満（特定管理職員にあつては、100分の35超100分の45未満）、12月に支給する場合には100分の34.5超100分の40未満（特定管理職員にあつては、100分の39超100分の50未満）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 6月に支給する場合には100分の28超100分の33未満（特定管理職員にあつては、100分の30超100分の40未満）、12月に支給する場合には100分の32超100分の38未満（特定管理職員にあつては、100分の34超100分の45未満）

(3) (略)

38・39 (略)

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の50.5超100分の61未満（特定管理職員にあつては、100分の61超100分の76未満）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の60超100分の75未満

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の30超100分の35未満（特定管理職員にあつては、100分の35超100分の45未満）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の28超100分の33未満（特定管理職員にあつては、100分の30超100分の40未満）

(3) (同左)

38・39 (同左)

40 (同左)

びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額と同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額と同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額と同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額と同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ

<p>当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p>	<p>当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ (同左)</p>
<p>41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1) (2)に掲げる職員以外の職員</p> <p>(2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</p> <p>二 (略)</p>	<p>41 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>二 (同左)</p>

給 3 - 1 6

平成28年1月26日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局

給与第三課長

人事院規則9-6（俸給の調整額）の調整基本額について（通知）

人事院規則9-6（俸給の調整額）第1条第2項の「その額が俸給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、俸給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」は、別表第1から別表第9までに掲げる額となるので、平成27年4月1日以降は、これによってください。

なお、これに伴い、「人事院規則9-6（俸給の調整額）の調整基本額について（平成26年11月19日給3-112）」は廃止します。

以 上

別表第1 行政職俸給表（一）

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	6,304円
	2号俸	6,354円
	3号俸	6,408円
	4号俸	6,457円
	5号俸	6,507円
	6号俸	6,556円
2 級	1号俸のうち、 給与法別表第一 イの備考(二)に定 める職員	8,154円

別表第2 行政職俸給表（二）

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	5,688円
	2号俸	5,728円
	3号俸	5,773円
	4号俸	5,814円
	5号俸	5,859円
	6号俸	5,904円
	7号俸	5,949円
	8号俸	5,994円

別表第3 専門行政職俸給表

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,249円
	2号俸	7,326円
	3号俸	7,402円
	4号俸	7,479円
	5号俸	7,551円
	6号俸	7,663円
	7号俸	7,771円
	8号俸	7,879円
	9号俸	7,978円
	10号俸	8,055円
	11号俸	8,131円
	12号俸	8,208円
	13号俸	8,284円
	14号俸	8,365円
	15号俸	8,446円
	17号俸のうち、 給与法別表第二 の備考(二)に定め る職員	8,203円

別表第4 公安職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,038円
	2号俸	7,110円
	3号俸	7,186円
	4号俸	7,263円

別表第5 教育職俸給表（一）

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	9,450円
	2号俸	9,549円
	3号俸	9,648円
	4号俸	9,747円
	5号俸	9,841円
	6号俸	9,940円
	7号俸	10,039円
	8号俸	10,134円
	9号俸	10,237円
	10号俸	10,345円
	11号俸	10,453円

別表第6 教育職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,942円
	2号俸	8,059円
	3号俸	8,176円
	4号俸	8,298円
	5号俸	8,419円
	6号俸	8,545円
	7号俸	8,671円
	8号俸	8,802円
	9号俸	8,932円
	10号俸	9,067円
	11号俸	9,198円
2 級	1号俸	9,504円
	2号俸	9,598円
	3号俸	9,693円
	4号俸	9,787円
	5号俸	9,873円
	6号俸	9,967円
	7号俸	10,062円
	8号俸	10,152円
	9号俸	10,251円
	10号俸	10,359円
	11号俸	10,467円
	12号俸	10,575円
	13号俸	10,674円
	14号俸	10,777円
	15号俸	10,881円
	16号俸	10,984円
	17号俸	11,088円
	18号俸	11,227円
3 級	1号俸	12,181円

別表第7 研究職俸給表

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	6,309円
	2号俸	6,358円
	3号俸	6,412円
	4号俸	6,462円
	5号俸	6,511円
	6号俸	6,570円
	7号俸	6,628円
	8号俸	6,687円
	9号俸	6,736円
	10号俸	6,813円
	11号俸	6,885円
	12号俸	6,957円
	13号俸	7,024円
	14号俸	7,110円
	15号俸	7,195円
	16号俸	7,285円
	17号俸	7,366円
	18号俸	7,465円
	19号俸	7,564円
	20号俸	7,659円
	21号俸	7,758円
	22号俸	7,866円
	23号俸	7,969円
2 級	1号俸	8,541円
	2号俸	8,658円
	3号俸	8,766円
	4号俸	8,874円
	5号俸	8,986円
	6号俸	9,090円
	7号俸	9,193円
	8号俸	9,292円

別表第8 医療職俸給表（三）

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,128円
	2号俸	7,191円
	3号俸	7,258円
	4号俸	7,321円
	5号俸	7,389円
	6号俸	7,456円
	7号俸	7,524円
	8号俸	7,591円
	9号俸	7,650円
	10号俸	7,726円
	11号俸	7,798円
	12号俸	7,870円
	13号俸	7,938円
	14号俸	8,028円
2 級	1号俸	8,365円
	2号俸	8,460円
	3号俸	8,554円
	4号俸	8,644円
	5号俸	8,739円
	6号俸	8,842円
	7号俸	8,946円
	8号俸	9,049円
	9号俸	9,157円
	10号俸	9,220円
	11号俸	9,283円
	12号俸	9,346円

別表第9 福祉職俸給表

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	6,903円
	2号俸	6,957円
	3号俸	7,011円
	4号俸	7,065円
	5号俸	7,110円
	6号俸	7,177円
	7号俸	7,240円
	8号俸	7,303円
	9号俸	7,362円
	10号俸	7,425円
	11号俸	7,488円
	12号俸	7,555円
	13号俸	7,623円
	14号俸	7,690円
	15号俸	7,758円
2 級	1号俸	9,162円
	2号俸	9,243円

勤勉手当に係る成績率(平成27年12月期)

○再任用職員以外の職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員			
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員	
	現行	H27.12期	現行	H27.12期	現行	H27.12期	現行	H27.12期
特に優秀 (以下)	150/100	170/100	190/100	210/100	160/100	182/100	221/100	246/100
	93/100	106/100	119/100	132/100	103/100	118/100	150/100	168/100
優秀 (未満)	93/100	106/100	119/100	132/100	103/100	118/100	150/100	168/100
	82.5/100	94/100	105.5/100	117/100	85/100	97.5/100	116/100	130/100
予算月数	75/100	85/100	95/100	105/100	75/100	85/100	95/100	105/100
良好	72/100	82/100	92/100	102/100	67/100	77/100	82/100	92/100
良好でない (未満)	72/100	82/100	92/100	102/100	67/100	77/100	82/100	92/100
矯正措置 (未満)	66/100	75/100	86/100	95.5/100	61/100	70/100	76/100	85.5/100
	56/100	64/100	71/100	78.5/100	50.5/100	58/100	61/100	68.5/100
戒告 (以下)	56/100	64/100	71/100	78.5/100	50.5/100	58/100	61/100	68.5/100
減給 (以下)	46.5/100	53/100	50.5/100	56/100	41/100	47/100	41.5/100	46.5/100
停職 (以下)	36.5/100	41.5/100	31/100	34.5/100	31/100	35.5/100	21/100	23.5/100

○再任用職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員			
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員	
	現行	H27.12期	現行	H27.12期	現行	H27.12期	現行	H27.12期
優秀 (超)/(以上)	35/100	40/100	45/100	50/100	37.5/100	43/100	53/100	59.5/100
予算月数	35/100	40/100	45/100	50/100	35/100	40/100	45/100	50/100
良好	35/100	40/100	45/100	50/100	33/100	38/100	40/100	45/100
良好でない (未満)	35/100	40/100	45/100	50/100	33/100	38/100	40/100	45/100
矯正措置 (未満)	35/100	40/100	45/100	50/100	33/100	38/100	40/100	45/100
	30/100	34.5/100	35/100	39/100	28/100	32/100	30/100	34/100
戒告 (以下)	30/100	34.5/100	35/100	39/100	28/100	32/100	30/100	34/100
減給 (以下)	25/100	28.5/100	25/100	28/100	23.5/100	27/100	20.5/100	23/100
停職 (以下)	20/100	23/100	15/100	16.5/100	18/100	20.5/100	10/100	11.5/100

○指定職職員

	再任用職員以外		再任用職員	
	現行	H27.12期	現行	H27.12期
優秀 (以下)	170/100	180/100	—	—
	92/100	98/100	45/100	45/100
事務次官	85/100	90/100	45/100	45/100
予算月数	85/100	90/100	45/100	45/100
良好	80/100	85/100	45/100	45/100
良好でない (未満)	80/100	85/100	45/100	45/100
矯正措置 (未満)	75/100	79.5/100	45/100	45/100
	60/100	64/100	35/100	35/100
戒告 (以下)	60/100	64/100	35/100	35/100
減給 (以下)	40.5/100	43/100	25/100	25/100
停職 (以下)	20.5/100	22/100	15/100	15/100

勤勉手当に係る成績率案(平成28年6月期以降)

○再任用職員以外の職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員			
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員	
	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期
特に優秀 (以下)	170/100	160/100	210/100	200/100	182/100	172/100	246/100	234/100
	106/100	99/100	132/100	125/100	118/100	111/100	168/100	159/100
優秀 (未満)	106/100	99/100	132/100	125/100	118/100	111/100	168/100	159/100
	94/100	88/100	117/100	111/100	97.5/100	91.5/100	130/100	123/100
予算月数	85/100	80/100	105/100	100/100	85/100	80/100	105/100	100/100
良好	82/100	77/100	102/100	97/100	77/100	72/100	92/100	87/100
良好でない (未満)	82/100	77/100	102/100	97/100	77/100	72/100	92/100	87/100
矯正措置 (未満)	75/100	70.5/100	95.5/100	90.5/100	70/100	65.5/100	85.5/100	80.5/100
	64/100	60/100	78.5/100	75/100	58/100	54.5/100	68.5/100	64.5/100
戒告 (以下)	64/100	60/100	78.5/100	75/100	58/100	54.5/100	68.5/100	64.5/100
減給 (以下)	53/100	49.5/100	56/100	53/100	47/100	44/100	46.5/100	44/100
停職 (以下)	41.5/100	39/100	34.5/100	32.5/100	35.5/100	33.5/100	23.5/100	22.5/100

○再任用職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員			
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員	
	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期
優秀 (超)/(以上)	40/100	37.5/100	50/100	47.5/100	43/100	40.5/100	59.5/100	56.5/100
予算月数	40/100	37.5/100	50/100	47.5/100	40/100	37.5/100	50/100	47.5/100
良好	40/100	37.5/100	50/100	47.5/100	38/100	35.5/100	45/100	42.5/100
良好でない (未満)	40/100	37.5/100	50/100	47.5/100	38/100	35.5/100	45/100	42.5/100
矯正措置 (未満)	40/100	37.5/100	50/100	47.5/100	38/100	35.5/100	45/100	42.5/100
	34.5/100	32/100	39/100	37/100	32/100	30/100	34/100	32/100
戒告 (以下)	34.5/100	32/100	39/100	37/100	32/100	30/100	34/100	32/100
減給 (以下)	28.5/100	27/100	28/100	26.5/100	27/100	25.5/100	23/100	22/100
停職 (以下)	23/100	21.5/100	16.5/100	16/100	20.5/100	19.5/100	11.5/100	10.5/100

○指定職職員

	再任用職員以外		再任用職員	
	H27.12期	H28.6期	H27.12期	H28.6期
優秀 (以下)	180/100	175/100	—	—
	98/100	95/100	45/100	45/100
事務次官	90/100	87.5/100	45/100	45/100
予算月数	90/100	87.5/100	45/100	45/100
良好	85/100	82.5/100	45/100	45/100
良好でない (未満)	85/100	82.5/100	45/100	45/100
矯正措置 (未満)	79.5/100	77.5/100	45/100	45/100
	64/100	62/100	35/100	35/100
戒告 (以下)	64/100	62/100	35/100	35/100
減給 (以下)	43/100	42/100	25/100	25/100
停職 (以下)	22/100	21/100	15/100	15/100

規則 9—4 9—4 5 附則第 2 項が適用される場合の例

【俸給の半減措置が適用されている職員の例】

俸給月額：行(一) 3 級 8 号俸

27. 3. 31 まで 237, 500 円

27. 4. 1 (改正前) 235, 200 円

27. 4. 1 (改正後) 237, 400 円

俸給の経過措置額

27. 4. 1 (改正前) $237, 500 - 235, 200 = 2, 300$ 円

27. 4. 1 (改正後) $237, 500 - 237, 400 = 100$ 円

俸給の半減

27. 4. 1 (改正前) $(235, 200 + 2, 300) \times 0. 5 = 118, 750$ 円

27. 4. 1 (改正後) $(237, 400 + 100) \times 0. 5 = 118, 750$ 円

地域手当の支給割合：(改正前) 4 % → (改正後) 5 %

広域異動手当の支給割合：8 % 【併給調整により (改正前) 4 % → (改正後) 3 %】

【改正前】

(1) 地域手当 $118, 750 \times 0. 04 = 4, 750$ 円

規則 9—4 9 第 15 条による端数切捨て

(2) 広域異動手当 $118, 750 \times 0. 04 = 4, 750$ 円

規則 9—1 2 1 第 7 条による端数切捨て

(1) + (2) = 9, 500 円…①

【改正後（附則第 2 項の適用がない場合）】

(1) 地域手当 $118, 750 \times 0. 05 = 5, 937. 5 = 5, 937$ 円

規則 9—4 9 第 15 条による端数切捨て

(2) 広域異動手当 $118, 750 \times 0. 03 = 3, 562. 5 = 3, 562$ 円

規則 9—1 2 1 第 7 条による端数切捨て

(1) + (2) = 9, 499 円…②

差額 (②—①) $9, 499 円 - 9, 500 円 = \underline{\underline{\triangle 1 円}}$

【改正後（附則第 2 項適用）】

(1) 地域手当 $118, 750 \times 0. 05 = 5, 937. 5 = 5, 938$ 円

端数切上げ (附則第 2 項による読み替え後の
規則 9—4 9 第 15 条)

(2) 広域異動手当 $118, 750 \times 0. 03 = 3, 562. 5 = 3, 562$ 円

規則 9—1 2 1 第 7 条による端数切捨て

(1) + (2) = $5, 938 円 + 3, 562 円 = \underline{\underline{9, 500 円}}$